

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原告 山田清彦 外105名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

## 意見書

### —弁論更新にあたっての訴訟進行に関する意見—

2023年（令和5年）6月30日

青森地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅石 紘 爾

弁護士 内藤 隆

弁護士 海渡 雄 一

弁護士 伊東 良 徳

弁護士 中野 宏 典

## 第1. 訴訟の経緯について

### 1. 長期化する核燃訴訟

本件訴訟は、1993年（平成5年）12月に提訴されてから、30年の歳月が流れようとしており、再処理の口頭弁論は新訴後の期日を含め本日で122回、並行審理されている高レベル廃棄物一時貯蔵施設のそれも123回の多きを数え、弁論は26回の更新手続きを重ねており、裁判長は今回の交代を含めて実に10氏となっている。このような一審段階における超長期裁判は原子力裁判でも他に類を見ない。

### 2. 裁判長期化の主たる原因

(1) 本件は、いわゆる難件に該当する。争点が複雑、多岐にわたり、しかも原子力工学など科学的専門領域に関する内容であること。

(2) 原告らは、旧訴段階の1994年（平成6年）10月28日、当時の原子力安全委員会や核燃料安全審査専門審査会における安全審査資料（メモ類など）の「文書送付嘱託」を申立てた。この文書は本件指定処分の要件である「安全性」審査の過程を知る上で重要な資料であった。

然るに、被告（内閣総理大臣）は、㊦記録の調査に時間を要すること、㊧フランス政府との外交交渉に時間がかかること、㊨核物質防護関連文書についてマスキング作業に時間がかかること、㊩省庁統合時の引継ぎの不手際で文書が行方不明となったこと、などを理由に結局送付嘱託文書の一部が提出されたのは2003年（平成15年）9月で、実に9年という長期間を要したこと。

(3) 審理中に、神戸淡路大震災が発生し、これに伴い原子力施設の耐震設計が見直され、本施設に対しても長期間のバックチェックが実施されたこと。

(4) 2011年3月に発生した福島第一原発事故後に、被告原子力規制委員会が新設され、新たな規制基準の制定に伴い2014年1月7日、参加人日本原燃が再処理事業の変更許可申請を行った。このことは、裏返して言えば、

前記(2)の(旧)安全審査が以下に杜撰なものであったかを物語るものである。

新規制基準に基づく本件審査は、なんと111回の審査会合と20回の大幅補正を経て2020年7月19日ようやく審査が終了、許可が下りるまでに6年7か月の長期間を要したこと。

長期化の原因は、申請者日本原燃の技術的能力不足と被告規制委員会並びに規制庁の審査体制の不備と審査能力不足にあったと言っても過言でない。

### 3. 遅延の全責任は被告側にある

(1) 旧訴提訴後にこれまで原告らが陳述した準備書面は再処理事件が197通、高レベル事件は16通、提出した甲号証も多数に及んでいる。他方被告は、適合性審査未了を理由に、原告の主張に対する実質的反論はほとんどすることなく、適合性審査開始後は新規制基準の解説と関連する原告主張の一部について反論するのみであった。適合性審査と並行して原告主張に対する反論をしようと思えば簡単にできたはずであるが、被告は何ら正当な理由もなく反論を行わず、いたずらに訴訟を引き伸ばし、訴訟の空転を招いた。このような被告の対応は、「一審の訴訟手続は2年以内のできるだけ短い期間で終結すべし」という裁判迅速法の精神を明らかに踏みにじるものである。

(2) しかも、被告は、新訴提起後も、訴状送達後第1回口頭弁論期日(2021年6月18日)まで、3ヶ月間の検討期間があったにもかかわらず、請求の趣旨に対する答弁のみを行うなど迅速性無視の態度に終始した。加えて被告は日本原燃を訴訟参加させて更なる訴訟引延しを画策した。

(3) このような被告の裁判引延し工作の背景には、設工認の難航により、26回の延期を繰返している竣工まで敗訴判決言渡しを引き延ばし、本格稼働に漕ぎつけようという思惑が透けて見える。

## 第2 被告、参加人の主張計画に

1. このような相も変わらない不適法、不誠実な訴訟対応に対し、原告らは強く

抗議して迅速かつ適切な訴訟活動をするよう再三要求した結果、裁判所も理解を示し、被告及び参加人に対し、具体的立証計画を立てるよう促す訴訟指揮をするに至り、被告はようやく重い腰を上げて、2021年9月24日の期日に、以下の10項目を10期日に分割し、順次反論することを約束した（年間4開廷としても2年半を要する計算となる）。

- ①航空機落下、②石油備蓄基地の火災・爆発、③地震・地盤、
- ④平常時被曝、⑤重大事故・内的要因＝事故選定・シークウエンスの適切性
- ⑥重大事故・外的要因＝航空機テロ、⑦立地審査基準、⑧火山噴火
- ⑨技術的能力、⑩その他：本訴の対象外だが原告の主張に鑑み説明する論点（レッドセル問題、平和利用目的、経理的基礎）

2. 原告らは、上記被告の立証計画に対し、2021年（令和3年）10月8日付意見書をもって、被告の怠慢を忘れて更なる裁判の引延しを図ろうとするものであるから、より短期間で反論をまとめるよう要求した。

被告は、これまでに上記争点項目のうち①ないし④及び⑧の準備書面を提出したが、残り5期日、今回の分を除けば4期日以内で残りの項目全てを反論する必要がある。

### 第3 今後の訴訟進行について

#### 1. 被告・参加人の期限厳守を

被告・参加人の今後の反論に対する原告側の再反論の時間的余裕を確保し、今後予定される争点整理に要する時間を考慮して、被告が約束した反論準備書面の提出期限を厳守するべきは当然としても、可及的速やかに提出すべきである。被告の人的、物的能力をもってすれば決して困難なことではない。

#### 2. 被告は求釈明に対する回答をせよ

(1) 原告らの耐震安全性に関する求釈明について

- ① 原告らは、本件再処理施設の耐震安全性に関連して、次の準備書面を提出している。

準備書面（178）基準地震動策定の誤り

一六ヶ所再処理施設の基準地震動は大幅に過小評価されているが、同施設の耐震設計は日本原燃が想定した基準地震動700Galにも耐えられない。

- ② 2021年（令和3年）4月20日、原告らは上記主張を踏まえて以下の求釈明を行なった。

求釈明書一六ヶ所再処理工場の700Galに引き上げられた基準地震動Ssへの被告の対応方針に関する求釈明

- ③ 更に、2021年（令和3年）6月18日、追加して以下の釈明を求めた。

準備書面（185）一設計及び工事方法の認可手続・使用前検査に伴う実機検査についての規制委員会における審査によって浮かび上がった問題点と求釈明一

- ④ これに対して、被告は、令和3年9月17日、「求釈明に対する回答」を提出した。

ところが、被告の回答は、いずれの求釈明事項も基本設計ないし基本設計方針に関する事項に当たらない、あるいは本件訴訟の争点との関連性がないとして、実質的な釈明を回避した。

- ⑤ しかし、被告の上記基本設計論は失当である。

すなわち、上記②求釈明書第1（3頁）で述べたように、「本件施設は、これから設備の設計を行ない建設あるいは設置を行なう新設の設備と違い、すでに設計を終え実物が建設あるいは設置されているため、すぐにも耐震評価が可能はずである。従って、設計及び工事方法の認可の申請を待つまでもなく、被告は各施設の安全性を変更許可の段階で審査しなければならない。さらに、設備によっては、現在すでに運用中であ

り、高レベルの放射性物質を内蔵するなどして、耐震安全性の欠如が重大な事故を引き起こす可能性があるため、耐震安全性を早急に確認する必要がある」

- ⑥ 要するに、本件施設における既設の建物、構造物及び設備・機器が基準地震動700Galに耐える耐震安全性を有するか否かは、新規制基準（7条、31条、別記2）に規定する基本設計あるいは基本設計方針にかかる重要事項である。原告らの求釈明は、本件施設のレッドセル内の耐震補強が技術的に可能か否かは、基準地震動700Galに建屋、設備・機器が耐えられるかという、まさに基本中の基本設計に関する釈明である。
- ⑦ 以上により、被告の上記回答は基本設計論に藉口した、いわば「逃げ口上」に過ぎず、裁判所におかれましては、被告に対して真摯かつ早急な回答を勧告していただきたい。

(2) 航空機落下確率に関する文書送付嘱託について

- ① 原告らは、2022年7月25日付で参加人が所持する以下の調査報告書の送付嘱託を申立てた。

文書の表示 補助参加人が、三沢対地射爆撃場（三沢対地訓練区域）での訓練飛行回数について、昭和61年以降現在まで、自らまたは業者に委託して行った調査の報告書全部

- ② この申立てに対して、参加人令和4年7月25日付の上申書をもって、訓練飛行回数の調査結果のみを報告して、報告書自体は「参加人と第三者との私的契約に関わる」ことを理由に提出を拒否した。

- ③ しかし、以下の事実に照らして補助参加人の提出拒否は不当である。

ア. 補助参加人は、アジア航測株式会社が昭和61年12月1日から1年間航空機の飛来回数を計測して作成した「外部事象現地調査報告書」を本件再処理工場の（当初）事業指定に係る行政庁審査に提出し、この報告書は平成15年9月に送付された資料に含まれて、原告らに開示されている。

この報告書によれば、航空機飛来回数は環境騒音測定装置による自動計測を、目視による検証によって補正して算出している。自動計測は、環境騒音測定装置の設置場所と設置状況、判定条件の設定により、測定結果が大きく異なりうる。この報告書でも、目視測定による検証日に編隊飛行時に2機ないし3機の飛行を1機と識別して欠測して捕捉率が大幅に低くなったと評価されて判定条件を変更したことが明記されている（資-24～25ページ）。

また、この報告書には目視検証日の飛行については機種別の飛行回数及び1回の演習時間も記載されている（資-42～43ページ）。

さらに、平成15年9月に送付された安全審査参考資料中には、平成2年4月25・26日及び同年6月7・8日に行った調査で、三沢対地射爆撃場での訓練飛行コースには2つのパターンがあり、大回りコース（図によれば鷹架沼南岸付近上空を飛行し、本件再処理工場まで相当に接近する）の飛行が小回りコースよりも多く、飛行高度・飛行速度ともに高いものが多かったことを示す資料がある（「訓練時の飛行パターンについて 参考-3.8」と題するもの）。

イ. 補助参加人は、原告らの要求する報告書の提出を拒否しつつ、飛来回数の減少のみを主張しているところ、報告書自体を検討しなければ、そもそもその測定の条件が同じであるのか変更が加えられているのか、目視測定による検証がどの程度行われ、目視測定とどれくらい合致しているのかなど、飛来回数の信用性自体を十分に検証できない。

加えて、航空機落下確率及び落下時の危険性を評価するに際しては、訓練飛行コースや機種に関する情報が重要な意味を持つところ、報告書には、目視検証日の飛来した機種や訓練飛行時間等の重要な情報が記載されており、平成2年の調査が実施されていることから、それ以降の報告書には目視検証日の飛行コースや飛行高度、飛行速度に関する情報も記載されている可能性が相当程度ある。

以上のとおり、原告らが送付を求めている報告書には航空機落下確率及び航空機が落下した際の評価のために有用で重要な情報が記載されており、他方において補助参加人が少なくとも昭和62年の報告書は報告書自体を安全審査に提出しているのであるから、提出に特段の支障があるものとは言えない。

また、同種の報告書（例えば、乙D85 三菱化工機株式会社作成）が既に証拠提出されており、本件調査囑託に係る文書が公表禁止されているとは考えられない。

ウ．以上により、実体真実発見の必要性の見地から、裁判所におかれましては、報告書の提出を参加人に強く勧告されたい。

#### 第4 おわりに

原告らの旧訴・新訴の主張は、別紙「新・旧主張の対照表」記載のとおりである。

その主張を要約すると、再処理の前提条件である必要性、経済性、安全性の主要三本柱は既に破綻しており、本件施設が原子炉等規制法44条の2の指定要件（平和利用目的、技術的能力、経理的基礎、災害防止上の支障）を充足していない点に尽きる。

プルトニウムの使い道がなく、逆に余剰状態が国際的非難にさらされている事態は、六ヶ所再処理の意義そのものを失わせるものである。

ところが、国、電気事業者、原子力産業は、血眼になって核燃料サイクルの実現に突き進もうとしている。2023年（令和5年）5月31日に成立したGX脱炭素電源法において、原発の積極活用とともに再処理を国策と定めて推進する方針を成文化した。破綻した計画に巨額の国費、公費（税金、電気料金など）を注ぎ込むのは、もんじゅの二の舞を忘れた愚策と言わざるをえない。

もう一つの前提条件である安全性については、原子力規制委員会の内部事情、新規制基準の内実を知悉している初代委員長の田中俊一氏がインタビューに



答えて、「適合性審査に合格することは、最低限の安全を守るための必要条件というだけだ。安全確保の責任は事業者にあるというのが原則だ。」と語り、合格＝安全と油断してはならないと警告している（別添デーリー東北記事）。

このような安全論議を踏まえ、本件審理にあたっては、被告が主張する専門技術的論を排して、人権擁護の府である同法独自の見地から適正かつ慎重な判断を切に要望する次第です。

新・旧主張の対照表

新訴請求原因	関連原告準備書面
<p>第1章 はじめに —核燃料サイクル政策 の破綻</p>	<p>(4) 六ヶ所再処理計画の破綻が始まった  (5) 「もんじゅ」事故と再処理計画の大幅見直し  (6) 本件施設には必要性・経済性が全くなくなった  (9) いまこそ、再処理工場計画の撤回を一動燃東海再処理工場事故にみる原子力産業の無責任・事故隠し体質  (19) 六ヶ所再処理施設の必要性と経済的基盤の喪失  (21) 独英仏の再処理現状  (22) 電力自由化は再処理工場をとめる  (23) 時の流れに逆行した『安全協定』締結  (29) もんじゅ高裁判決と再処理事業からの撤退の必要性—  いまこそ、国は再処理事業の停止を決断すべきである—  (35) ソープ再処理工場の閉鎖は原子力の夢の終焉  (99) 六ヶ所再処理工場は必要か  (116) 電力会社が再処理路線生き残りを謀るワケ  (120) 電力会社が再処理路線生き残りを謀るワケ(その 2)  —経済性を審判しなかったのはなぜか?  (129) エネルギー基本計画批判  (134) 破綻した核燃料サイクルに、明日はあるか?  (141) 原子力規制委員会の審査の公正性に疑問  —使用済燃料の冷却期間の延長を示唆する田中知委員の発言  (142) 今なぜ日本原燃の救済なのか  —抛出金制度と認可法人化の問題点について  (143) 何が何でも進めたい官製再処理事業  —抛出金制度と認可法人化の問題点 2  (148) 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の制定— その内容と問題点  (149) 「もんじゅ」廃炉と再処理に及ぼす影響  (193) 世界の再処理の潮流と現状、そして六ヶ所再処理工場</p>
<p>第2章 不公正、不合理な審査</p>	<p>(10) 動燃東海再処理工場における火災・爆発事故が明らかにした本件安全審査の欠陥 (その 1)  (40) 「高レベルの隠しメモ」に隠された「再処理の隠しメモ」  (94) 安全審査に問題あり  —国の見直し作業で刷新すべき「専門家」の悪行  (97) 安全審査に問題あり  —国の見直し作業で刷新すべき「専門家」の悪行 II  (108) 班目発言で明確になった安全審査の不合理性・違法性  (111) 保安院秘密指示文書が明らかにした保安院、原子力安全委員会の体質</p>

	<p>(115) 日本原燃六ヶ所再処理事業の安全審査の欺瞞性  (122) 「再処理施設安全審査指針」策定過程の検証（その1）  (141) 原子力規制委員会の審査の公正性に疑問  —使用済燃料の冷却期間の延長を示唆する田中知委員の発言  (150) 日本原燃・再処理事業の適合性審査は本当に適正に行われているか？  (159) 再処理新規規制基準に係る規制機関の不適格性と基準の不合理性（その1）  (163) 補正書審査の違法性  (173) 立地評価の不備（2）  —被告準備書面（52）に対する反論  (174) 事業者への配慮による被告の判断の歪曲と信頼性の欠如  (180) 被告の指示による臨境界事故対策対象機器削減の誤り  (181) 原子力安全規制の崩壊  —新規規制基準は原発事故の教訓をカバーしていない  (182) 司法審査の在り方 - 福島第一原発事故の教訓は踏まえられていないこと</p>
<p>第3章 活断層評価（想定）の誤り  —大陸棚外縁断層と六ヶ所断層の活動性の見落とし</p>	<p>(2) 三陸はるか沖地震と阪神大震災が科学技術に与えた警鐘  (3) 阪神大震災と本件施設に対する地震被害の危険性  (89) 渡辺満久教授らの調査・研究が明らかにした、再処理工場敷地直下の逆断層に起因する活撓曲構造と大陸棚外縁断層との連続の可能性  (91) 再処理工場敷地周辺における陸域・海域の活断層を見落とした本件安全審査 91  (93) 科学的に裏付けられた再処理工場近傍の活断層の存在  (100) 渡辺満久教授による新たな2露頭の発見とその分析に基づく再処理工場敷地直下の逆断層に起因する活撓曲構造の存在  (101) 宮内崇裕千葉大学教授による地球惑星科学学会連合大会における学会報告と「大陸棚外縁断層」の尻屋崎沖部分の活動性  (103) 六ヶ所断層の存在とその活動性  —被告の準備書面（26）に対する反論  (117) 下北半島沖の大陸棚外縁断層の活動性  (118) 下北半島沖の大陸棚外縁断層の活動性（その2）  (151) 下北半島沖の大陸棚外縁断層の活動性（その3）  (157) 広い撓曲崖を形成する六ヶ所断層  (177) 弁論更新にあたっての原告らの意見と主張  (178) 基準地震動策定の誤り  —六ヶ所再処理施設の基準地震動は大幅に過小評価されているが、同施設の耐震設計は日本原燃が想定した基準地震動 700Gal にも耐えられない  (188) -地球学の基礎と日本列島の成り立ち-  (189) -原子力規制委員会は大陸棚外縁断層の活動性を否定できていない-</p>

<p><b>第 4 章 基準地震動策定の誤り</b>  —本件施設は基準地震動 700Gal に耐えられない</p>	<p>(47) 最大想定地震の速度の過小評価について  (83) 重要機器における耐震計算不足について  (147) 本件再処理工場の耐震脆弱性  (152) 本件再処理工場の耐震脆弱性と「ミルシート適用」の誤り  (165) 地震対策の不備  —主に、「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則とその解釈」の第 7 条及び「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の不合理性，並びに地震対策の不備への批判—  (178) 基準地震動策定の誤り  —六ヶ所再処理施設の基準地震動は大幅に過小評価されているが、同施設の耐震設計は日本原燃が想定した基準地震動 700Gal にも耐えられない  (187) 六ヶ所設工認審査で、検査可能性に続く第二の重大問題が浮上—直下地盤の新調査データにより、ゆれを増幅することが判明—  (198) 六ヶ所断層に関する日本原燃の見解とこれに基づく国の規制審査における判断に看過しがたい過誤・欠落があること</p>
<p><b>第 5 章 火山噴火対策の不備—十和田カルデラの危険性</b></p>	<p>(137) 新規制基準批判  —火山噴火の危険性について  (154) 火山事象のうち，火砕物密度流に対する安全性の欠如  (155) 火山事象のうち，降下火砕物に対する安全性の欠如  (162) 火山事象のうち，火砕物密度流に対する安全性の欠如  —その 2  (176) 火山事象のうち，火砕物密度流に対する安全性の欠如  —その 3  (177) 弁論更新にあたっての原告らの意見と主張  (184) 火山事象に対する安全の欠如 その 4  (190) ・トンガ噴火を踏まえて・  (195) 火山事象に対する安全の欠如 その 5  (197) 火山事象に対する安全の欠如 その 6</p>
<p><b>第 6 章 航空機墜落の危険性</b></p>	<p>(41) 航空機事故想定 of 過小評価について  (52) 空中衝突による再処理工場の破壊  (96) 航空機墜落確率論の陥穽  (112) 原子力施設に対するテロ攻撃を看過した違法性  (114) 本件再処理工場が破壊される航空機衝突条件について  (119) 有名無実な米軍機に対する飛行規制の実態  (136) 再処理事業指定基準規制批判  —外部人為事象に対する安全対策の不備  (158) 航空機落下確率評価基準の誤りと本件へのあてはめについて  (160) 航空機落下確率評価基準適用の誤り (その 2)  (161) —新規制基準批判 (その 2)  ・外部人為事象 (航空機落下) 新規制基準の不合理性</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故対策の不備</li> <li>(168) 航空機落下に関する適合性審査及び審査基準の誤り</li> <li>(170) 航空機落下確率に対する評価基準の不合理性</li> <li>(171) 故意による大型航空機衝突に係る対策の不合理性 —被告準備書面 (51) に対する反論</li> <li>(172) サイバーテロに係る規制と対策の不合理性 —被告準備書面 (52) に対する反論</li> <li>(177) 弁論更新にあたっての原告らの意見と主張</li> <li>(191) 航空機落下確率評価に関する適合性審査の誤り</li> <li>(196) 航空機落下確率評価に関する適合性審査の誤り(その2)</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 石油備蓄基地火災・爆発の危険性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(43) 国家石油備蓄基地における火災事故の危険性と「むつ小川原港」の問題点 —平成15年十勝沖地震の教訓</li> <li>(132) むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響</li> <li>(133) むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響(2)—周辺森林からの引火による再処理工場の延焼・引火の危険性</li> <li>(139) むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響(3)—有機溶媒等への引火による重大事故と放射能汚染</li> <li>(194) 石油備蓄基地火災に関する被告準備書面 (4) に対する反論</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>第8章 重大事故対策の不備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(57) 被告準備書面 (10) に対する反論 —再処理施設における火災爆発事故の危険性—トムスク7溶液タンク爆発事故などにふれて</li> <li>(60) 被告準備書面 (10) に対する反論—再処理施設における火災爆発事故などによる環境汚染とトムスク7溶液タンク爆発事故の本件施設の安全性にとっての意味</li> <li>(61) 英国ソーブ再処理工場、配管破損で全面的操業停止 —高レベル放射性廃液約83立方メートルが漏えい—</li> <li>(63) 英国ソーブ再処理工場漏えい事故</li> <li>(67) —「ソーブ再処理工場漏えい事故」続報—破断した配管と清澄・計算セルの概要</li> <li>(70) 再処理工場における火災・爆発事故について</li> <li>(72) 本件再処理工場における臨界事故の危険性 (その3) 被告の準備書面 (17) (18) に対する反論</li> <li>(78) 本件再処理工場における臨界事故の危険性 (その4) —被告準備書面(22)に対する反論</li> <li>(113) 巨大津波による再処理工場の破壊と事故の発生</li> <li>(131) 六ヶ所再処理工場での重大事故 —蒸発乾固の危険性—</li> <li>(138) 福島原発事故後の重大事故対策評価の基本的誤り</li> <li>(140) 落雷による重大事故発生の危険性</li> <li>(161) —新規制基準批判 (その2) ・外部人為事象(航空機落下) 新規制基準の不合理性 ・重大事故対策の不備</li> </ul>

	<p>(166) 六ヶ所再処理工場重大事故対策の問題点 —使用済燃料貯蔵施設の重大事故対策について</p> <p>(167) 再処理工場の危険性—原発と比較して危険性が低いとする被告主張・準備書面(49)の誤解と不当性</p> <p>(173) 立地評価の不備(2)—被告準備書面(52)に対する反論</p> <p>(180) 被告の指示による臨界事故対策対象機器削減の誤り</p>
<p>第9章 平常時被ばくの危険性</p>	<p>(7) 再処理工場から放出されるクリプトン85の危険性</p> <p>(8) ラ・アーク再処理工場周辺において小児がんが多発</p> <p>(11) ラ・アーク再処理工場周辺において小児がんが多発Ⅱ</p> <p>(26) 英国セラフィールド再処理工場の小児白血病リスクの増加—放射線の深刻な遺伝的影響を確認</p> <p>(59) 六ヶ所再処理工場から想定される環境汚染と被ばく予測(1) —特に“ヤマセの影響”の過小評価”と推定値の統計評価の欠落</p> <p>(65) 環境モニタリングシステムの欠陥</p> <p>(68) 平常時被曝—抜去歯牙の分析調査から考察する</p> <p>(69) 放射線が人体に及ぼす影響</p> <p>(73) 液体放射性廃棄物による平常時被ばく(海洋放出の実態)</p> <p>(75) 申請書における22<math>\mu</math>Sv(液体放射性廃棄物5<math>\mu</math>Sv)の欺瞞性</p> <p>(76) 気象指針の不備及び本件施設に気象指針を適用したことの誤り(平常時被ばく実効線量の過小評価)</p> <p>(77) 六ヶ所再処理工場の平常運転時による被曝について—被曝評価の問題点(その1)—</p> <p>(80) 液体放射性廃棄物による平常時被ばく—なぜ本件再処理工場で濃度規制が不当に不適用となったのか</p> <p>(81) クリプトン85の除去装置を何故つけなかったのか</p> <p>(82) 六ヶ所再処理工場の平常運転時による被曝について—被曝評価の問題点(その2)—</p> <p>(85) 気象指針の不備及び本件施設に気象指針を適用したことの誤り(2) (“吹き戻し現象”でしか説明できない07年9月9日の事象)</p> <p>(86) トリチウムにかかる放出の問題点について</p> <p>(127) 「吹き戻し効果」についての再反論と、原子力規制委員会の在るべき姿勢について</p> <p>(128) 六ヶ所再処理工場から放出されるトリチウムの危険性</p>
<p>第10章 平和利用目的違反</p>	<p>(64) 六ヶ所再処理工場は「平和利用の目的以外に利用される恐れ」がある</p> <p>(79) 区別できない軍事用プルトニウムと民事用プルトニウム</p> <p>(145) 平和目的利用条項に違反するプルトニウム余剰</p>

<p>第 1 1 章 技術的能力の 欠如</p>	<p>(24) 使用済み核燃料受入れ貯蔵施設の冷却水循環ポンプ停止事故について  (25) 非常用発電機に重大な欠陥を有する六ヶ所・再処理施設の問題点  (33) 品質保証体制に疑問のある日本原燃(株)に再処理工場操業を任せるな  (38) 明らかにされた日本原燃(株)の技術的能力及び品質管理能力の欠如  (46) ウラン試験の困難性と危険性について  (49) 化学試験結果によって露呈した本件施設の危険性  (53) 六ヶ所再処理工場ガラス固化施設について  (62) 「六ヶ所」再処理工場度重なる設計変更のもたらす問題点について  (74) アクティブ試験第 1 ステップにおける 2 件のプルトニウム内部被ばく事故について  (88) ガラス固化体製造の重大な技術的欠陥  (90) ガラス固化体製造技術の重大な技術的問題  (92) ガラス固化体の製造ができない六ヶ所再処理工場  (95) 高レベル放射性廃液漏えい事故  (146) 六ヶ所再処理工場における不適切なケーブル敷設問題について  (153) 本件再処理工場の非常用電源の脆弱性  (175) 日本原燃に再処理事業を遂行する技術的能力はない  (192) 安全冷却水系機能喪失事故で露見した重大事故対策の不備</p>
<p>第 1 2 章 経理的基礎の 欠如</p>	<p>(19) 六ヶ所再処理施設の必要性和経済的基盤の喪失  (31) 経済性を喪失した再処理工場の操業は中止すべきである  (44) 六ヶ所再処理工場の操業費用見直しについて  (50) 本件再処理事業指定処分に経理的基礎がないこと  (142) 今なぜ日本原燃の救済なのか  — 抛出金制度と認可法人化の問題点について  (143) 何が何でも進めたい官製再処理事業  — 抛出金制度と認可法人化の問題点 2  (169) 経理的基礎を欠く日本原燃の経営実態</p>
<p>第 1 3 章 実効性を欠く 避難計画</p>	<p>(71) 県民のための原子力防災計画とは何かを問う  (144) 六ヶ所再処理工場の原子力防災計画の問題点  (179) 実効性を欠く避難計画</p>
<p>第 1 4 章 結語</p>	

### 規制委初代委員長 田中氏

# 「経済性なしに安全困難」

2017年9月まで5年間、原子力規制委員会の初代委員長を務めた田中俊一氏が11日までに、福島県飯館村で本紙のインタビューに応じた。在任中、審査に携わった使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所型）の正式合格が間近に迫る中、田中氏は事業者の日本原燃について経

済的に成り立つような会社にならない限り、安全確保は難しくなる」と指摘。核燃料サイクル政策に関しては「再処理で取り出したプルトニウムは消費し切れない。サイクルの当初の理念は破綻している」と持論を語った。

【4ページに1問1答】

## 原燃に サイクル政策脱却必要 指摘

原燃では16年、保安規定「さを見極め、適切な是正策を求め、適切な姿勢が大切だ」と強調した。

一方、再処理事業の経済的基盤を疑問視。現在は国の認可法人「使用済燃料再燃」に対し、法律に基づいて原因究明と対策を求める「報告徴収命令」という異例の措置を取った。

田中氏は、原燃幹部が各電力会社から集められてくる点を踏まえ、「指揮命令系統、責任体制が抜けていた」と規制委として厳しく対応した当時を振り返る。

その後もトラブルは相次いでいるが、「トラブルが起きること自体を否定する必要はない。大きな事故につながるようにはしないことが重要」と指摘。立地地域の住民がトラブルの重大

さを認識し、適切な是正策を求め、適切な姿勢が大切だ」と強調した。

一方、再処理事業の経済的基盤を疑問視。現在は国の認可法人「使用済燃料再燃」に対し、法律に基づいて原因究明と対策を求める「報告徴収命令」という異例の措置を取った。

田中氏は、原燃幹部が各電力会社から集められてくる点を踏まえ、「指揮命令系統、責任体制が抜けていた」と規制委として厳しく対応した当時を振り返る。



インタビューに応じる田中俊一氏（7日、福島県飯館村）

**略歴** たなか・しゅんいち 福島県中田。東北大学学部原子核工学科を1980年に卒業し、同年に日本原子力研究所（現・日本原子力研究開発機構）に入所。2004年に副理事長。07年から3年間は原子力委員会委員長代理。日本原子力学会会長も務めた。12年9月、17年9月に原子力規制委員会の初代委員長。在職前から福島県で除染活動に取り組み、現在は同県飯館村復興アドバイザー。75歳。茨城県ひたちなか市在住。

「企業体質を醸成するのは難しい」との考えを示した。核燃料サイクル政策については、中核となるはずだ

核燃料サイクル 原発で使用した核燃料を化学処理（再処理）し、取り出したプルトニウムとウランを再利用する仕組み。プルトニウムを燃料に使いながら、非核分裂性のウランをプルトニウムに変える高速増殖炉が本命だが、実用化は見通せない。代替策として、プルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料を軽水炉で燃やすプルトニウムが進められているが、高速増殖炉に比べてウランの利用効率はかなり低い。六ヶ所型の再処理工場はプルトニウムの中核施設。

高速増殖炉が事実上頓挫したことで、プルトニウムの消費はままならない。脱却が必要と訴えた。（桑田友久）



原子力規制委員長 田中氏一問一答 (1がに本記)

インタビュにに応じた原子力規制委員会初代委員長の田中俊一氏は、使用済み核燃料再処理工場(六ヶ所村)の審査合格に関し、「最低限の安全を守るための必要条件というだけ」と強調。核燃料サイクル政策の意義がなくなっているとして使用済み核燃料を直接処分する道を探る必要性を訴えた。一問一答は次の通り。

(聞き手・桑田友人)

―委員長在任中、日本原子力報告徴収命令を出したが、問題点は。

指揮命令系統、責任体制に怪しいところがある。上層部がほほ外からの寄せ集めであることも原因の一つかもしれない。

―審査の過程で、長年にわたる設備未点検問題が発覚した。

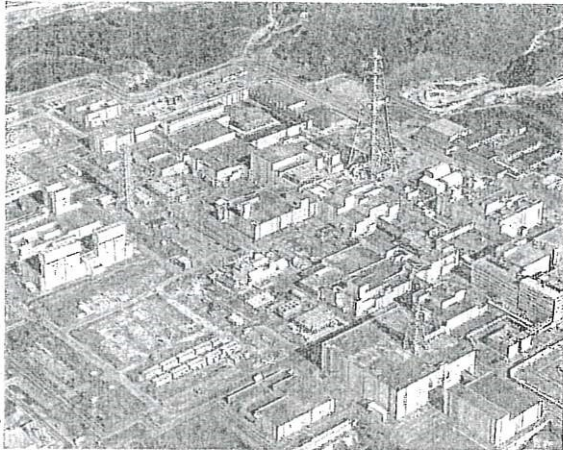
現場の力不足、注意力不足だ。装置は決められた通りには動かないこともある。何かが起こったときに状況を見極めて対応できるかどうかが安全の要だ。

―新規規制基準の審査を通じ、安全性は高まったか。

規制に合格することは、最低限の安全を守るための必要条件というだけだ。

―原発が再処理工場を安全に操業するために必要

# 「合格は安全守る必要条件」



国による審査の正式合格が間近に迫る六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場＝2017年

なことは。

安全確保の責任は事業者にあるというのが原則だ。その上で、経済的に成り立つ会社にならない限り、安全の確保は難しくなる。経済性があれば、トラブル防止のために必要な対応をする。それが会社のロジック(論理)だ。

―核燃料サイクルの意義は。

プルトニウムをリサイクルするのが目的だが、そのためには高速増殖炉が必要だ。軽水炉でプルトニウム発電をやっても、資源節約効果は1割程度。ウラン資源

源は余っていて、再処理する意義はない。プルトニウムだけでは、再処理工場で取り出したプルトニウムは3分の1程度しか使えないのが現実だ。その意味で、核燃料サイクルは破綻している。

―原子力の利用方法は。核燃料は(使い終わって)

「核燃料サイクルしない」「プルトニウム」とし、廃棄物の直接処分の道を探るべきだと思う。ただ、その前にこれまでの原子力政策を見直し、社会が原子力利用を受け入れられるようにする必要がある。